

豊後国司の戸籍調べ (二)

福岡市在住

会員 佐脇 貫一

続日本紀には天平十年(七三八)八月、小治田朝臣諸人が豊後守に任ぜられてから、天平空字元年(七五七)六月、榎井朝臣子祖父が豊後守に補せられるまで二十年間の、国司任命は記録されてない。しかし、尊卑分脈の中臣氏系図には、この間の任命と思われるものには、従五位下豊後守中臣朝臣伊賀磨がある。六国史は正文であるが、地方官補任の記録はすこぶる粗雑で、特に朝廷に勲功があったもの、あるいは特に政権に關係のあるもの、または何かの事件に連坐したものを以外は記録されてない。また尊卑分脈の各氏系図には、国司(守、介、掾)補任は記録されているが、年号等に不明のものが多い。中臣朝臣伊賀磨もその一人だが、彼は従四位下刑部大輔中臣朝臣名代の子で、中臣名代は天平四年(七三三)遣唐副使として渡唐、同八年(七三六)に帰朝した人物、従って伊賀磨の補任時期はほぼ推測される。(天平十年から天平空字、天平麻空八年までの間)

天平空字元年に任命された榎井朝臣子祖父は物部氏族で、物部大連良興の曾孫にあたる荒瀬連公の後である。榎井はまた林井と書く。なお陽儀史や小治田朝臣の位階にある外従五位下の「外」は外位(外階ともいう)で、内位(内階)に対するもの。令制で郡司や地方出身の官

吏に授けられたが、後には中央・地方を問わず、一級に低い家柄の者に授けられた。

続日本紀の地方官補任は、天平空字五年(七六一)以後も詳しくなる。次に豊後国司を順を追って列記しよう。

▽ 天平空字五年(七六一)十月、従五位下池田朝臣足繼為豊後守。

▽ 天平空字七年(七六三)四月、従五位下笠朝臣不破麻呂為豊後守。

▽ 同 年 九月、従五位下采女朝臣淨庭為豊後守。

▽ 天平神護二年(七六六)十月、外従五位下大神朝臣田麻呂為豊後員外掾。

▽ 神護景雲元年(七六七)七月、主殿頭従五位下美和真人土生為豊後介。

▽ 同 年 八月、従五位下佐伯宿禰久良麻呂為豊後守。

▽ 宝篋二年(七七二)七月、従五位上紀朝臣籍麻呂為豊後守。

▽ 宝篋七年(七七六)三月、従五位上安倍朝臣束人為豊後守。

▽ 宝篋十年(七七九)二月、大学博士外従五位下藤原大丘為兼豊後介。

▽ 天應元年(七八二)五月、従五位下多治比真人繼兄為豊後守。

▽ 延暦元年(七八三)二月(七月)、外従五位下陽儀、忌寸珍瓊、為豊後介。

▽ 同 年 二月(十四日)、従五位下安倍朝臣石行為豊後守。

▽ 延暦四年(七八五)七月、従五位下紀朝臣千世為豊後守。

▽延暦九年(七九〇)三月、從五位下百濟王<sup>ハルナノミ</sup>鏡任<sup>カガノ</sup>為<sup>シ</sup>豐後

守<sup>シ</sup>。延暦十年(七九二)正月、從五位上藤原朝臣園人為<sup>シ</sup>豐後

以上十五人が、櫻井子祖父に次いで豐後國司(守・分・掾)となつた人々で、律による國司の任期である六人ないし四年で交替している。(政權の交替で任免されたもの以外は)

池田朝臣は新撰姓氏錄に「上毛野朝臣と同祖、豐城入命十世孫佐太公の後也」とあるように、崇神天皇の皇子豐城入命の後で、池田君と稱していたが、天武天皇の十三年(七二四)に姓を賜られたとき、池田君は他の五十二氏と共に朝臣の姓を賜られた。笠朝臣は吉備氏族、姓氏右京皇別「笠臣、笠朝臣は同祖、積武考命(吉備武考命ともいう)の孫鴨別命の後也」とあり、孝靈天皇の齋といふことになつてゐる。笠朝臣不敵麻呂は天平空守七年四月に前任者と交替したが、同年九月には離任、采女朝臣淨庭が赴任した。采女朝臣は物部氏族で、采女臣が天武十三年に朝臣の姓を賜つたもの。姓氏錄天孫本紀に「大水口宿禰命、徳積臣、采女臣等の祖也」とあるように、饒速日命六世孫大水口宿禰の後で、采女を檢校し、采女部を管理した氏である。

豐後國の行政区分上の等級は上國であるから、國府には守・分・掾・目各官僚が揃つていたのでないかと思われるが、著名な人物以外は記録に残つていない。采女朝臣淨庭の任期中の天平神護二年十月、前守佐八幡宮主神司大神田麻呂が配所から召還され、外從五位下に復し、豐後買外掾に任ぜられた。この大神田麻呂は天平勝宝六年十一月、厭魅の罪(妖術で人を呪うた罪)によつて、前守佐八幡宮祓宜女大神杜女とともに、位官をはかれ流罪

となつたが、十二年後の天平神護二年、罪を赦され復位して買外掾(國司)になつた。しかし、この年政府(道鏡政權)は買外國司の赴任を禁じているから、田麻呂の場合には買外掾の資格で、遠見郡大神莊に帰ることを許されたものだろう。なお買外介・買外掾などの買外官は、規定の定員外に置かれる官職のことである。

天平神護三年(七六七)、法八月十六日以降神護景雲元年と改至(八月、任滿ちて采女朝臣淨庭は帰京したが、それより先、七月三日主殿頭美和真人土生を兼豐後介に任命、次いで八月十一日、美和土生の兼官を解き、佐伯宿禰久良麻呂を豐後守に任じた。

大神田麻呂はもともと守佐八幡宮の主神司で、始めて八幡神を祭祀したと伝えられる大神比叡(豐前の大神部といわれる)の後、田麻呂も杜女も守佐大神の祝部として姓をもたなかつたが、天平勝宝元年十一月、大神朝臣の姓を賜つた。続日本紀天平勝宝元年十一月の條に、「八幡の大神の田麻呂二人は大神の朝臣の姓を賜ふ」とある。

美和真人土生(神真人土生とも記されている)の美和部は三輪氏の部曲であるが、真人は天武八姓の一つで、王族に賜つた姓である。美和真人については續日本紀天平勝宝三年の條に「无位(無位)壬生王、爾屋王に美和真人を賜ふ」とあり、美和真人土生(または壬生)は臣籍に降下した賜姓の王族である。また兼職の豐後介であるところをみると、遠任であろう。

佐伯宿禰は大伴氏族、道臣命七世孫大伴室屋大連の孫佐伯歌連からでている。天武紀十三年の條に「佐伯連に姓を賜ひ宿禰と曰ふ」とある。久良麻呂は歌連の後である。

(注)天武八姓とは天武天皇のとき制定された八姓のこと

とて、従来の臣(使)・君(公)・連(直)・造(首)・文(村主)・(賜)女との  
古姓を整理して、真人・朝臣・宿祢・忌部(伊美  
吉)・道師・臣・連・檜置の八姓とした。

宝慶二年七月二十三日、任滿ちた佐伯宿祢久良麻呂は  
京師に召し還されて、民部少輔に任ぜられた。(久良麻  
呂が海部郡徳門に着任したとか、久良麻呂の子が海部公  
常山であるなどという豊日志の記述は誤りである)そし  
て後任には、紀朝臣齋麻呂が赴任したが、彼は従五位上  
豊後守、地方官としては一級官である。紀朝臣は武内宿  
祢の子亦角(木葱)宿祢の裔で、古氏族では大伴、物部  
・蘇我氏などに次ぐ大氏であるが、同族の蘇我氏に圧せ  
られていた。天武天皇の十三年、紀氏の本宗である紀  
麻呂のとき、はじめ朝臣姓を賜い、以後養老年間に支  
族の紀臣龍麻呂等十八人に、それぞれ紀朝臣姓を賜わっ  
た。紀齋麻呂はおそらくこの十八人のうちで、内官であ  
ったが、たまたま豊後守となり、任期一ばい任して宝  
慶七年三月、安倍(阿倍)朝臣東人と代ったものであ  
る。この安倍朝臣は紀朝臣と同じく、孝元天皇の裔祭と  
伝えられ(武内宿祢は孝元天皇の皇子孝考太忍信命の後と  
いう)、孝元天皇の皇子大考命(四道將軍)の御子武淳  
川別命(同四道將軍)を始祖としている。次の膳臣(かし  
わりのかみ)は安倍氏と同じく孝元天皇の裔、大考命の孫  
豐原(豊原)命に出ている。膳臣の宗家は天武賜姓のとき、  
高橋朝臣の姓を賜わったが、支族のものに新姓を賜わら  
ず、古姓の臣を称し、膳臣と名づけた。

多治比真人は、宣化天皇の皇子上嶺葉王の孫、多治比  
古王の後、天武十三年に丹比公(多治比公)に真人の姓を  
賜わった。(左大臣正二位多治比真人島がその本宗であ  
る)延暦元年二月豊後介となつた陽倭忌寸玲瓏は陽倭史

と同族、兼人の後といわれる帰化氏族である。陽倭は陽  
胡・楊倭・楊公・楊胡などと書く。続日本紀神護景雲二  
年三月の記に「左京人外従五位下楊胡昆登(史)人麻呂等  
男女十四人、楊胡忌寸の姓を賜ある」とある。

延暦元年二月十四日、豊後守多治比真人繼兄は  
戴に転じ、前少貳の安倍朝臣石行が豊後守になった。つ  
いで延暦四年七月、紀朝臣千世が安倍、石行と交替した。  
この安倍、紀の両姓についてはすでに述べた。紀朝臣千  
世は延暦九年までつとめたようである。同年三月豊後介の任  
き受けた百濟王、鏡仁と交替した。後任の豊後守には十  
年正月、藤原朝臣園人が補せられたが、彼は參議従三位  
大藏卿であつた藤原朝臣楓麻呂の子で、当時従五位上大  
宰少貳であつた。藤原氏で豊後守になつたのは園人が初  
めてである。百濟王は河内と本拠にする百濟王族で、  
百濟王家三代敏慈王の後、敏慈王の末子禪友が帰化し、  
朝廷から百濟王の号(姓)を賜わった。

続日本紀に記載されている豊後国司は以上の通りであ  
る。この記載で正確に順を追うていくのは、天平宝字元  
年から延暦十年までで、天平宝字元年以前は記録される  
ところが少ない。

「癸亥(延暦四年)正月二十七日、振津國能勢郡大領  
外正六位上神人(みまわらひ)為奈麻呂、近江國蒲生郡大  
領外従六位上佐々貴山、公(ささきやまのみみ)由比、  
丹波國天田郡大領外従六位下丹波、直広麻呂、豊後國  
海部郡大領外正六位上海部、公常山等、職(職)に居る  
こと懈(怠)れるに匪(非)ず、民を撫すること方(た)  
あり(方法である)。是に於いて、詔して並に外従五  
位下を授く。」(続日本紀桓武紀)

(注) 神、人の「人」は世である。  
これは海部郡大領海部公常山が、職務に忠実な民政功

劣者として、位一級を進められ、郡司としては最上級の  
 外従五位下に叙せられた記事で、当時の国司は従五位下  
 豊後守安倍(阿部)朝臣石行であった。安部石行は同年  
 七月、紀朝臣千世と交替したが、海部公の功績を朝廷に  
 上申したの故、おそらく石行であったにちがいない。佐  
 伯宿祢久良麻呂と、海部公常山は全く關係のない氏族で  
 ある。常山が行賞されたころ、久良麻呂は従四位上齋門  
 督で、現在の警視總監のような職にあった。彼は前年十  
 一月に遷都した長岡京の造管調係者で、その功によつて  
 延暦五年正月に左京大夫に任ぜられている。もはや彼は  
 一介の地方官ではなく、宮廷の顯官であった。もつとも  
 久良麻呂は佐伯部をひきいる佐伯宿祢であるから、海部  
 郡のうち佐伯部があったとすれども佐伯部の前身在佐  
 伯部であれば、郡大領の海部公と全然關係がないとはい  
 りれないが、豊日志のいうように親子の關係ではない。  
 (つづく)

史話

塩 浜 物 語

へ次間繼、佐伯の薩軍を砲撃す

本会元顧問 故山 田 平 之 丞

(遺稿)

明治十年五月廿五日、賊三百重岡より佐伯に入る。県  
 南の風雲急。淡間繼警を聞き佐伯湾に出動、守後沖に投  
 錨す。廿六日午前七時、繼長緒方惟勝少佐は、福岡陸家  
 少尉に水路の深淺と陸上の偵察を命じた。

水兵二十名ほど短艇に乗りて、水深を測量しつつ内川  
 の上流にのぼり来ると、塩浜沿岸堤防の一角、かんちく

密の中に伏せていた三、三十の賊が一斉射撃をかけた。

不意さうたれた艇中の水兵は、オールを棄て艇内に倒  
 れて敵弾をよけたが、死者二名傷者数名、間草本艦に帰  
 艦した。危急を知つた淡間繼は、賊の比喩と認めたの故  
 松岡を目標として初弾をおくった。

砲撃は午後四時ごろまで続いた。その盛んになるに及  
 び、所内中央部目標の場所にも落下したが、大部分は自  
 灣方面に落ちた。所内には弾の落ちた地点は、松岡、中村  
 の農家、中村外の角池(現東小學校庭)、久成寺境内、桜  
 工亭榎郎の堀、内所米産(今川)の屋上、船頭所田島(日向  
 屋)の屋上、同護岸の倉庫等々。西南征討記によれば  
 六十三発射されたとのことである。

昭和八年佐藤蔵太郎「稿本佐伯城市沿革史」の「塩田  
 」の條下に云ふ。

塩浜は城市舟近の地に古くより存したること、塩  
 屋村の名称によるに明かなる所なり。(中略)其他域は番  
 直川口に沿いたる新開地に在り。又対岸長島新地の北  
 岸にも一區の塩田ありしかど、両所とも今は廢絶して  
 たが塩浜の名称のみ残れるなり。

塩浜には淡竹の生垣をめぐらしたるが、明治十年西  
 南の役、海軍の淡間繼守後沖に乗り、短艇を下して川  
 口の水先を測量せしめ、艇岸下に至るや、薩兵三、三十  
 名竹垣の裡に潜伏し、不意に起つて一斉に短艇を射撃  
 し、艇中の水兵は悉く仆れた。これ十年廿六日午前  
 九時過ぎの事にして、予は当時親しく実況を目撃せり。  
 後予の郵便報知新聞に在るの如く、東京府會議事堂に  
 於て、東京日々新聞社員弓削某なる人に会せし時、或  
 は當年淡間繼乗組の水兵にて、当時の思出話を交し、  
 そのとき二名戦死し、数名傷つきし由を告げたり。

(以上)